

令和2年度点検実施速報(全体)

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定

○令和2年度の点検実施率は、橋梁 約25%、トンネル 約24%、道路附属物等 約24%

<<平成26・27・28・29・30、令和元・2年度の実実施速報>>

【令和元年度 点検状況(全体)】

道路施設	管理施設数	点検実施数					1巡目実施率	管理施設数	点検実施数		2巡目実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	
橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,917	100%	29,979	3,413	7,530	37%
トンネル	375	53	86	59	50	127	100%	396	55	94	38%
道路附属物等	2,117	359	549	315	393	501	100%	1,634	507	394	55%

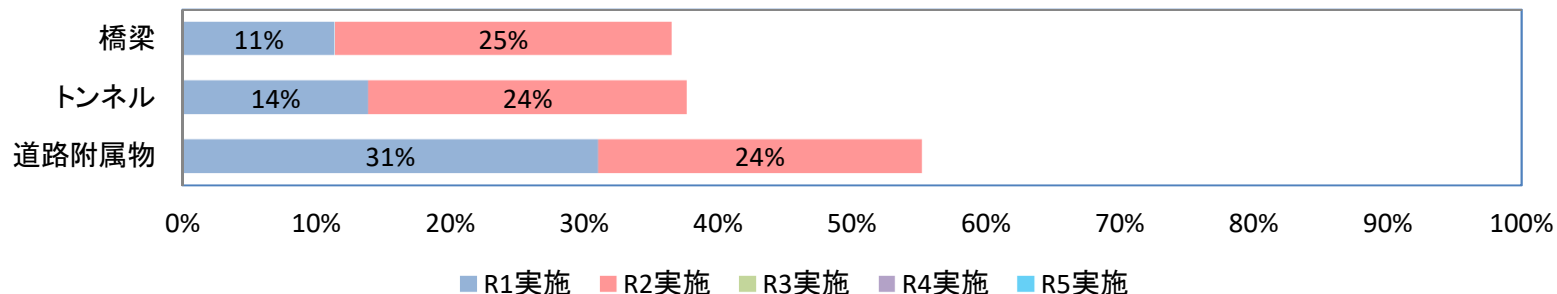
【橋梁点検状況(管理者別)】

道路施設	管理施設数	点検実施数					1巡目実施率	管理施設数	点検実施数		2巡目実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	
国土交通省	1,240	315	213	274	268	170	100%	1,487	324	249	39%
高速道路会社	1,315	316	337	163	213	286	100%	1,283	353	248	47%
兵庫県(公社含)	4,856	141	1,169	1,345	1,054	1,147	100%	4,889	641	1,157	37%
神戸市(公社含)	2,333	80	268	960	685	340	100%	2,338	250	393	28%
市町(神戸市以外)	20,139	1,347	4,593	5,655	5,571	2,974	100%	19,982	1,845	5,483	37%
合計	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,917	100%	29,979	3,413	7,530	37%

※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



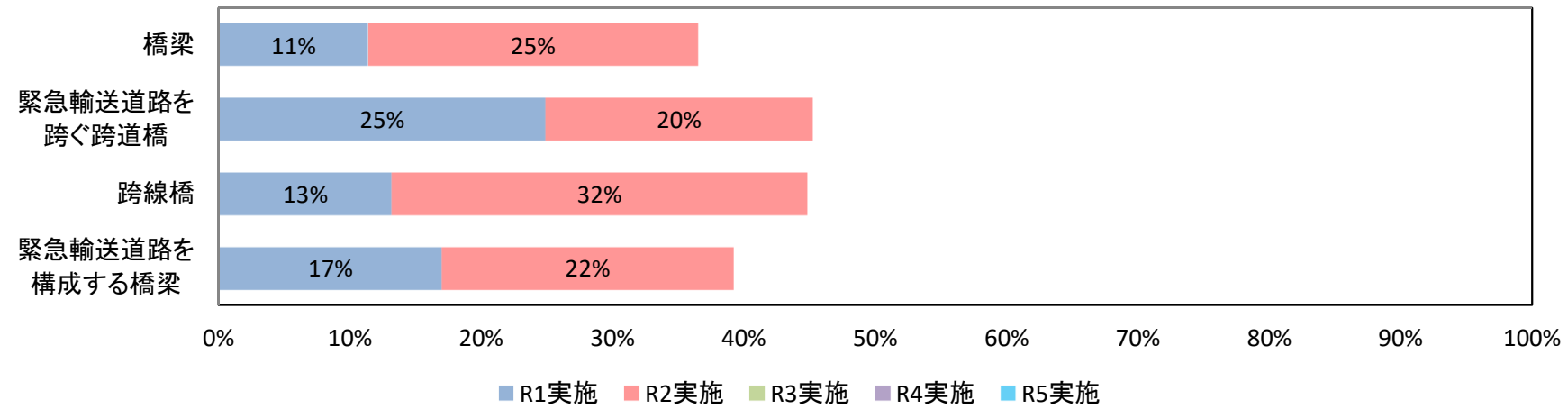
令和2年度点検実施速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の令和2年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約20%、跨線橋約32%、緊急輸送道路を構成する橋梁約22%である。

<<最優先で点検すべき橋梁の平成26・27・28・29・30、令和元・2年度の実施速報>>

管理者	管理施設数	点検実施数					1巡目実施率	管理施設数	点検実施数		2巡目実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	
全橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	29,979	3,413	7,530	37%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	659	174	127	102	101	155	100%	659	164	134	45%
跨線橋	276	37	60	48	49	82	100%	273	36	86	45%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,474	720	1,004	947	824	979	100%	4,547	773	1,009	39%

※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R3.6月末時点

<橋梁の点検方針>

- コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進
- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
 - ・跨線橋
 - ・緊急輸送道路を構成する橋梁

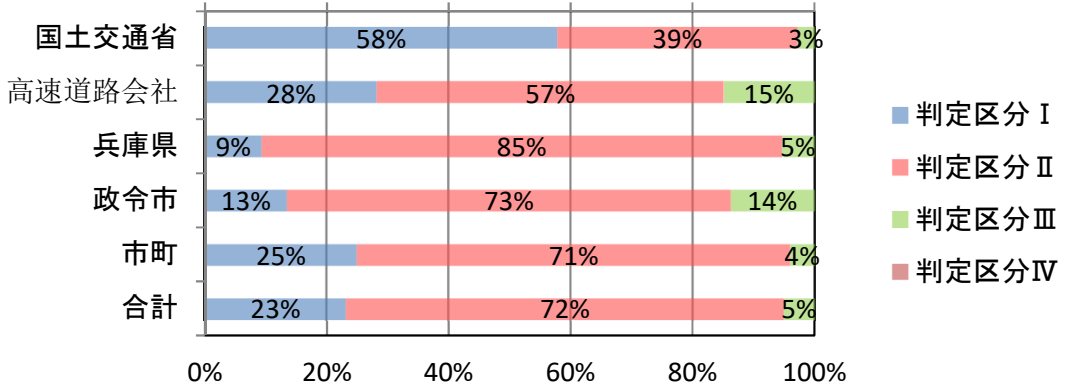
令和2年度点検実施速報(橋梁)

○令和2年度については、点検実施数に対して、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0橋（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 381橋（5%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 5,405橋（71%）

<<令和2年度管理者別点検速報（橋梁）>>

管理者	管理施設数	R2 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,487	249	144	98	7	0
高速道路会社	1,283	248	70	141	37	0
兵庫県(公社含)	4,889	1,157	108	987	62	0
神戸市(公社含)	2,338	393	53	286	54	0
市町(神戸市以外)	19,982	5,483	1,369	3,893	221	0
合計	29,979	7,530	1,744	5,405	381	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R3.6月末時点

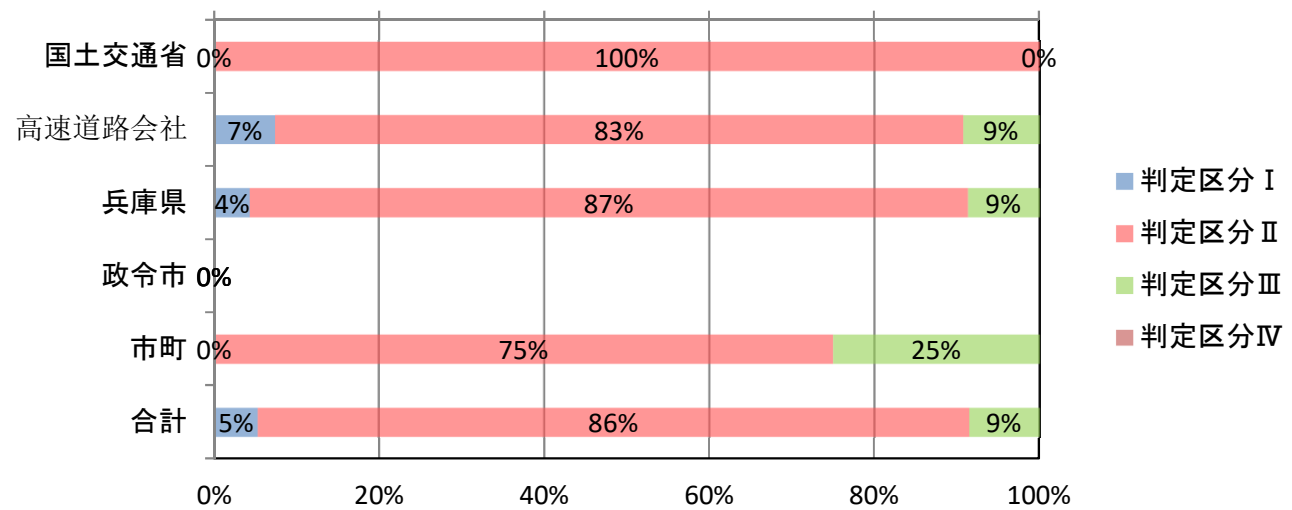
令和2年度点検実施速報(トンネル)

○令和2年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 8本（8%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 81本（86%）

<<令和2年度管理者別点検速報（トンネル）>>

管理者	管理施設数	R2 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	54	13	0	13	0	0
高速道路会社	142	54	4	45	5	0
兵庫県(公社含)	130	23	1	20	2	0
神戸市(公社含)	45	0	0	0	0	0
市町(神戸市以外)	25	4	0	3	1	0
合計	396	94	5	81	8	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R3.6月末時点

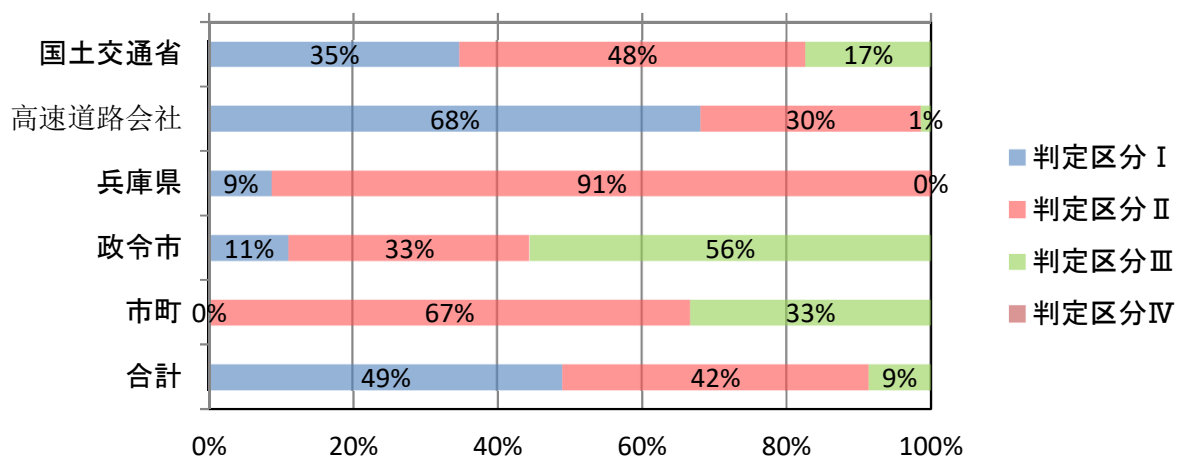
令和2年度点検実施速報(道路附属物等)

○令和2年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0基（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は34基（8%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は167基（42%）

<<令和2年度管理者別点検速報（道路附属物等）>>

管理者	管理施設数	R2 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	452	138	48	66	24	0
高速道路会社	731	207	141	63	3	0
兵庫県(公社含)	58	34	3	31	0	0
神戸市(公社含)	291	9	1	3	5	0
市町(神戸市以外)	102	6	0	4	2	0
合計	1,634	394	193	167	34	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R3.6月末時点